

教育福祉常任委員会会議記録（概要）

平成25年12月18日（水）

開 会 午前10時4分

【議 事】

所管事務調査「保健・医療について」

- ・ 歯科口腔保健の推進について

西沢委員長

これまでの経過について、委員長より申し上げます。当委員会では、所沢市における歯科口腔保健の推進を図るため、「所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例」を委員会提出議案として提案すべく審査を行っております。このような条例は、「歯科口腔保健の推進に関する法律」制定後、他の多くの自治体において制定されているものです。

ここで、本日の審査手順についてお諮りいたします。本日の審査に当たり、執行部へは、これまでにたたき台としてまとめました「所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例（案）」を事前に資料として配付してありますので、第1条から順次市の取組みや考えなどを含め説明や意見をいただき、その後質疑を行うという形で進めたいと思いますがよろしいか。

（委員了承）

西沢委員長

始めに、条例に関しての執行部の考え方は何かありますか。

坂本健康推進
部長

初めて、歯科口腔保健の推進に関する条例の話を知ったときに、なぜ歯科なのかなという思いがありました。市民の健康を守るためには、健康全般にわたっての維持・増進が必要だと思っております。本条例はその中の一分野ではないのかなということを感じました。市の総合計画に例えると、仮に健康全般にわたる条例があれば、それが基本構想。今回、検討されている条例は、その下に連なる基本計画にあたるものなのかなというふうに捉えましたので、その基本構想にあたるものが無いという印象を受けました。また、所沢市の歯科に関する取り組みは、歯科診療所あおぞらの取り組みが象徴的でもあるように、他市・他県の施策等と比べても、かなり進んでいるというふうに自負しています。歯科口腔保健に関する条例は、歯科行政を後押しするといったような意味合いが強いのだと思いますが、そうした条例が本市に必要なのかなということと、健康推進部では、保健医療計画の策定を進める準備をしていますので、歯科口腔の施策に関しても、今後、この保健医療計画の中で、しっかりと位置付けられるというふうに考えております。また、所沢市の歯科口腔の事業に関して、先ほどお話ししたように、かなり進んでいるという中で、さらに具体的な中身が含まれるのかということも心配なところでした。現在においても歯科口腔に関しては、かなりの予算をつぎ込んでいますので、具体的な事業を書かれてしまいますと厳しいのかなという気がしています。昨日も経常経費に関する一般質問をいただきましたが、経常経費がかなり厳しい中で、計画一般財源を捻出することも大変、厳しい状況でもあります。そういった

ことも含めて、いただいた条例案について、1条、1条、所管の方で、丁寧に確認をさせていただいたところです。

西沢委員長

それでは条例案の第1条について。

岸健康づくり

第1条について意見を述べさせていただきます。「基本理念を定め」の

支援課長

後の、「市、歯科医療等業務従事者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。）、保健医療業務従事者等、事業者及び保健者及び市民の責務」の部分、「市の責務等」にまとめさせていただき、集約化したいと考えています。理由としては、後ほど、第4条から第8条までの条文の方で、明記されているので、全てをここで表現というか羅列しなくても良いのではないかと考えています。また、他市の条例なども少し見てみたところ、他市の条例の中にも市の責務等というまとめ方をしているところもありますので、そういった形にさせていただきたいと考えています。執行部側の対案を読みあげさせていただきます。第1条については、「この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、本市が行う歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関する施策の実施に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及

び増進に寄与することを目的とする。」という表現にしたいと考えています。

【質 疑】 な し

西沢委員長 確認だが、「基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに」というふうが続くということで良いか。

岸健康づくり
支援課長 はい。「市の責務等」という表現にまとめさせていただきたいと考えています。

西沢委員長 そうすると「市民の責務」というのも削除という考え方か。

岸健康づくり
支援課長 「市民の責務」も「市の責務等」の「等」の中に含まれます。

西沢委員長 次に、第2条について。

岸健康づくり
支援課長 第2条に関しては、この定義の部分を全て削除したいと考えています。
理由としては、後の条文の中で、それぞれの用語が出てきた時にそれぞれ定義を括弧書きとして入れることにより、用語の理解が可能であるという

ふうを考えております。また、他の条文中に重複して同じ用語の使用がないため、削除してもよいと考えています。

【質 疑】 な し

西沢委員長

次に、第3条について。

岸健康づくり
支援課長

第3条については、基本理念部分ですが、第1条で、「歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき」及び「基本理念を定め」と謳われていますので、国の法律の基本理念をはめ込むような形で表現したいと考えております。読み上げさせていただきます。本文としては「第2条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。」とし、各号においては「（1）市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。」、「（2）乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適正かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。」、「（3）保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。」としたいと考えています。

【質 疑】

末吉委員 今の条文案は、第1条の歯科口腔保健の推進に関する法律に基づいてい
るという出典か。

岸健康づくり
支援課長 そのとおりです。埼玉県条例の作りなどもこのような形になっていま
す。

城下委員 (2)の「乳幼児期から高齢期まで」でトータルで生涯にわたりと捉えら
れるかなと思ったが、その辺の部分を再度、具体的に説明をしてほしい。

岸健康づくり
支援課長 「乳幼児期から高齢期まで」ですので、これで生涯にわたりというふうに
考えています。

城下委員 例えば、乳幼児期というのは、生まれてきてからなので、妊婦の口腔ケ
アというのは、子どもが母体にいるときから、子どもの歯、健康、妊婦の
歯の健康などもやるので、どちらかというところ「生涯にわたり」の方が、適
切かなと思うが、その辺の捉え方はいかがか。

岸健康づくり
支援課長 委員会の条例案では第9条（執行部側の対案では第8条）で、各期ごと
の施策で振り分けがあり、その中には妊娠期における歯科口腔保健の推進
に必要な施策もあります。市としては、市の対案の第2条第1項2号の「乳

幼児期から高齢期までの」の部分が、今、委員の言われた妊婦から高齢期までの生涯にわたりという意味ととらえています。

西沢委員長 次に、第4条について。

岸健康づくり支援課長 第4条については、市の責務ということで、特に修正することは考えていません。

【質 疑】 な し

西沢委員長 次に、第5条について。

岸健康づくり支援課長 第5条については、第2条の定義を削除した関係がありますので、市の案としては、歯科医療等業務についての用語の定義を入れたいと考えています。また、「歯科医療等業務に従事する者」の責務も入れたいと考えています。市の対案を読みあげます。第4条については、「歯科医療等業務（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務をいう。）に従事する者は、歯科口腔保健に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。」としたいと考えていま

す。歯科医療等業務の説明として定義を括弧書きで入れたということと、その業務に従事する者の責務をより明確にするため、補足説明を追加させていただきます。

【質 疑】

亀山委員 先ほどから執行部側の対案を説明してもらっているが、なかなか書き止められないので、資料などを配付してもらえないか。

岸健康づくり
支援課長 我々の手元にある仮資料であれば、配らせていただきたいと思います。

西沢委員長 配付された資料については、まだ審議経過中であるため、審査が終わったときには回収ということによろしいか。（委員了承）

休 憩（午前10時23分）

（委員へ資料を配布）

再 開（午前10時28分）

岸健康づくり
支援課長 委員会の条例案では第5条。今、お手元に配付された執行部側の修正案では第4条になりますが、ご覧いただくと、大分ボリュームが増えているかと思います。増えた理由としては、括弧書きで定義を加えたことと、歯

科医療等業務に従事する者の責務を明確にするため、補足説明を入れさせていただいたことによるものです。

第4条については「 歯科医療等業務（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務をいう。）に従事する者は、歯科口腔保健に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。」としたいと考えています。

【質 疑】

矢作委員

2 ページ目の「医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者」というのは、どのような人を指すのか。

坂本健康推進
部長

医師その他歯科医療等業務に関する業務に従事する者とは、例えば、歯科は単に歯科医師だけではなく、歯科に関する麻酔をする方もいたり、内科的な関わりを持たなければいけない医師もいますので、そういった医療従事者や保健師、看護師、薬剤師、管理栄養士等の歯科医療に関連する職種をさしています。

中村委員

これは、国法とか県条例などの作りを参考にしたということか。歯科医師、あるいは歯科衛生士、歯科技工士以外の方々を含めるということは。

岸健康づくり
支援課長 大まかな作りとしては、国の法律に準じた形の表現になっています。国の法律で言いますと、第4条になると思います。簡単に読み上げます。

国の法律では、「歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療または保健指導に係る業務に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む）に資するよう医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ適切にその業務を行うとともに国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。」ということで、国の法律の中でも、その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者という表現が入っていますので、表現を合わせるという意味で対案の方にも同じ表現で入れさせていただきました。

西沢委員長 次に、第6条について。

岸健康づくり
支援課長 委員会の条例案の第6条について、まず、見出しの部分で、委員会の条例案では「保健医療」と示していますが、「保健、医療」とした方がわかりやすいのではないかと考えています。また、「他の者」との記載がありますが、保健、医療、福祉及び教育関係者との連携を図るということを明確にするため、これを「市」に置き換えたいと考えています。対案は、「保健、医療、福祉及び教育関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務

において歯科口腔保健を推進するとともに、市が行う歯科口腔保健の推進に関する取組との連携及び協力を図るよう努めるものとする」との表現にしたいと考えています。

【質 疑】 な し

西沢委員長

次に、第7条について。

岸健康づくり

第7条については、「健康診査及び健康診断」との文言がありますが、

支援課長

両者の違いが執行部としては明確には捉えられなかったこと、また、その後「次条において同じ」との表現に関しても、次条である第8条のどの文章と同じになるのかといったことについて不明な部分がありましたので、修正は行っておらず、そのままにしています。この条文については、全体として検討が必要であると考えます。

【質 疑】

城下委員

第7条の「次条において同じ」との表現が、第8条のどこと対応しているのかわからないということか。

岸健康づくり

そのとおりです。

支援課長

西沢委員長

次に、第8条について。

岸健康づくり

支援課長

第8条については、「口腔清掃」との文言が入っていますが、その部分を削除したいと考えています。理由は、市民が行う取り組みとしては、口腔清掃だけではなく、他の取り組みもあるのではないかと考えられますので、あえてそれを具体的に記載する必要はないのではないかと考えるためです。修正案としては、「市民は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健に関する知識と理解を深め、定期的な歯科に係る検診の受診に心掛け、必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。」との条文にしたいと考えています。

【質 疑】 な し

西沢委員長

次に、第9条について。

岸健康づくり

支援課長

第9条については、(1)から(3)まで、発達段階を念頭に条文が規定されていますが、この記載の順番について、ライフステージに応じた順番に変更したいと考えています。まず、(1)として妊娠期、(2)として乳幼児期から青年期、(3)において成人期、(4)では高齢期について規定するといった順番がよいかと考えています。6525運動及び80

20運動については、この(4)の号だけ具体的な事業名が示されており、他の号には具体的な事業名は入っていないことから、形式をそろえるために削除したいと考えます。また、(6)について、「歯科口腔保健の観点からの食育の推進並びに糖尿病、脳卒中、がんその他の生活習慣病対策及び喫煙による影響対策の推進に必要な施策」とありますが、例えば脳卒中と歯科との関わりには、科学的な裏付けがまだはっきりしない部分もありますので、あえて規定する必要はないものと考えます。この部分については、対案では7号になりますが「市民の歯科口腔保健の推進を図るために必要な施策」の中で対応できるものと考えています。対案は、本文として「市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる基本的な施策を計画的に実施するものとする。」とし、各号においては「(1) 妊娠期における歯科口腔保健の推進に必要な施策」、「(2) 乳幼児期から青年期における歯科口腔保健の推進に必要な施策」、「(3) 成人期における歯科口腔保健の推進に必要な施策」、「(4) 高齢期における歯科口腔保健の推進に必要な施策」、「(5) 障害のある者、介護を必要とする者等に対する適切な歯科口腔保健の推進に必要な施策」、「(6) 歯科口腔保健に関する情報の収集及び普及啓発の推進に必要な施策」、「(7) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯科口腔保健の推進を図るために必要な施策」としたいと考えています。

【質 疑】

末吉委員

(1) について、委員会の条例案では、乳幼児期及び学齢期となっているが、対案では、乳幼児期から青年期となっているが、どのような理由からか。

岸健康づくり

支援課長

まず、ライフステージ毎に並べ替えたということ、また、妊婦の方についても対象としていることを明確にしたいためと考えたことから、妊娠期として規定しました。乳幼児期から青年期とは、生まれてから概ね25歳までを想定しており、成人期とは、概ね25歳から高齢期の前の64歳までを想定しています。高齢期は65歳以上として、区分しました。

末吉委員

学齢期と青年期、成人期については、何らかの定義があるのか。

岸健康づくり

支援課長

一般的には、学齢期とは、義務教育の時期であり、小学生及び中学生を範囲にしていると考えます。委員会の条例案では学齢期との表現があり、その後、成人期について記載をしていますが、これは、16歳以上から高齢期の前までの全てを成人期として捉えているかと思いますが、区分を明確にすることが適切であるかと考えましたので、対案の区分けとしました。

末吉委員

青年期といったものの定義があるのかについて伺いたい。

岸健康づくり 支援課長	義務教育の終了後から概ね25歳までを発達段階として区分したものであると考えています。
坂本健康推進 部長	対案の青年期については、「健康ところ21」における発達段階の区分に合わせていうと、青年期については、19歳から29歳になりますので、対案における乳幼児期から青年期までの区分としては、0歳から29歳までを対象とすることになります。
城下委員	乳幼児期が0歳から6歳まで、青年期は19歳から29歳までというところか。
坂本健康推進 部長	「健康ところ21」では、乳幼児期を0歳から6歳までとし、その次に児童生徒期を設けており、これは7歳から18歳までを範囲としています。対案では、この乳幼児期から青年期までをまとめて一つの区分として規定したものです。
城下委員	(5)について、歯科診療所あおぞらとの関連性等は盛り込んでいく必要があるのか。
平田保健医療 担当参事	(5)の「障害のある者、介護を必要とする者等に対する適切な歯科口腔保健の推進に必要な施策」に関しては、現在、歯科診療所あおぞらにお

いて実施されているものであります。この条例の成立に伴い、さらに具体的な施策等を行うかどうかについては、指定管理者である所沢歯科医師会とも調整を行いながら、変更の必要性が生じれば、今後状況に応じて検討していくこともあるかと思えます。

城下委員

歯科診療所あおぞらについては、設置条例であったか。

平田保健医療

そのとおりです。

担当参事

城下委員

この条例が成立した際には、それと設置条例との整合性をはかる見直しを行うことがあるということか。

平田保健医療

条例改正が必要な部分として想定しているものではありません。

担当参事

城下委員

先ほどの答弁は、政策のことに関してのものと理解してよいか。

平田保健医療

はい、条例改正は必要ないと考えます。

担当参事

亀山委員

委員会の条例案では、具体的に施策の実施に関し記載していたが、執行

部側の修正案では、どちらかというとき大きなくくりであり、先ほど説明があったかもしれないが、その点について、再度、考えや目的を教えてください。

岸健康づくり
支援課長

委員会の条例案は、高齢期の部分だけに、6525運動や8020運動という具体的な事業が規定されており、それ以外の成人期や妊娠期の号には、具体的な事業の記載はなく、そのため、バランスを考慮し、対案は、各号と同様の表現にしました。なお、高齢期における歯科口腔保健の推進に必要な施策として、8020よい歯のコンクール等を、所沢市でも行っています。

矢作委員

それぞれの期でしている事業の特徴的なものをあげてほしい。

岸健康づくり
支援課長

具体的な事業については、主なものとして、妊娠期については、母親学級を年間8回ほど開催しています。乳幼児期から青年期については、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査など。市立保育園・幼稚園の歯科健康診査、公立小・中学校で歯科健康診査を実施しています。成人期については、成人歯科検診、成人歯科健康教室、市民健康大学、地域からの依頼に対する事業など。高齢期については、8020よい歯のコンクール、高齢者歯科健康講座、高齢者の施設などでの健康講座の開催、亀鶴園などでも高齢者の歯科健康診査などを実施しています。

西沢委員長

次に、第10条について。

岸健康づくり
支援課長

第10条については、財政上の措置等ですが、第9条で具体的な事業を除いたこともあり、具体的な事業等の実施について定めた手続き条例の作りになっていません。本条例（案）はいわゆる理念条例と認識していますので、この箇所は、削除したいと考えています。

【質 疑】

城下委員

大きな要因は、結局、財政上の措置等を盛り込むと、縛られるからということか。

坂本健康推進
部長

対案は、歯科口腔を進めていく上での理念条例にすることが、基本的にありました。そのため、8020運動や城下委員からお話のあった歯科診療所あおぞら等の具体的なものは除いています。財政上の措置等についても同様に削除した対案としました。

補足ですが、委員会の条例案第9条4号の中には6525運動もありましたが、新規事業にもなりますので、そこも含めて除いたうえで、シンプルな条例にしました。

西沢委員長

次に、第11条について。

岸健康づくり
支援課長

この第11条についてですが、本条例案は理念条例と認識していますので、手続き条例ではないという解釈により、委任項目は不要であると考えますので削除したいと考えています。

【質 疑】 な し

【質疑終結】

休 憩（午前11時03分）

（休憩中に協議会を開催し、今後の審査について協議を行う。）

再 開（午前11時33分）

西沢委員長

各会派に持ち帰った協議事項をそれぞれ発表していただきたい。

城下委員

共産党では、正・副委員長の条例案の中に盛り込まれていなかった計画の策定と意見聴取の部分も条例の中に盛り込んでいくべきではないかという意見があった。歯科診療所あおぞらの位置づけについても、何らかの方法で位置づけられないかというような意見もあった。

中村委員

条例案について、基本的に実際に条例が施行された後は、執行していくのは執行部なので、執行部の実施にあたっては配慮できるようなもの。例えば書いても何もできないのでは無駄なので、そこは最大限の配慮をする

必要があるということ。あと一つは、発端が歯科医師会から頂いたお話ということで、歯科医師会の考えていることが、執行部の実行可能な中で最大限に反映できるような条例案にしたいということである。

末吉委員

この条例が出来たことで、市の施策が具体的に進むようなものにしていきたいというのが、民主ネットリベラルの会の意見です。

西沢委員長

本日の執行部からの様々な意見を参考にし、引き続き協議を進めていきたい。次回は1月7日(火)午後1時30分から委員会を開催することでよろしいか。(委員了承)

以上で本日の委員会を終了します。

散 会 (午前11時36分)